

資料2-4

資料 (その4)

平成17年4月27日(水)

日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会
弁護士 宇都宮健児
弁護士 木村 達也
弁護士 三木 俊博
弁護士 新里 宏二

宇都宮健児

＊編著

勁草書房

多重債務被害救済の実務

武富士の抱える問題は、①過剰与信、第三者請求等、顧客との間で生じている問題、②暴力団に関する問題、③警察との癒着問題、④盗聴問題、⑤従業員との間で生じている問題等、多岐にわたる。

(2) 武富士に対する行政処分

関東財務局は、一〇〇二年一月から一〇〇三年三月まで、異例の長期間の立入検査を行つてきた。

そして、八月一日、武富士守口支店で違法な取立てがあつたとして一五日間の業務停止を行つた。

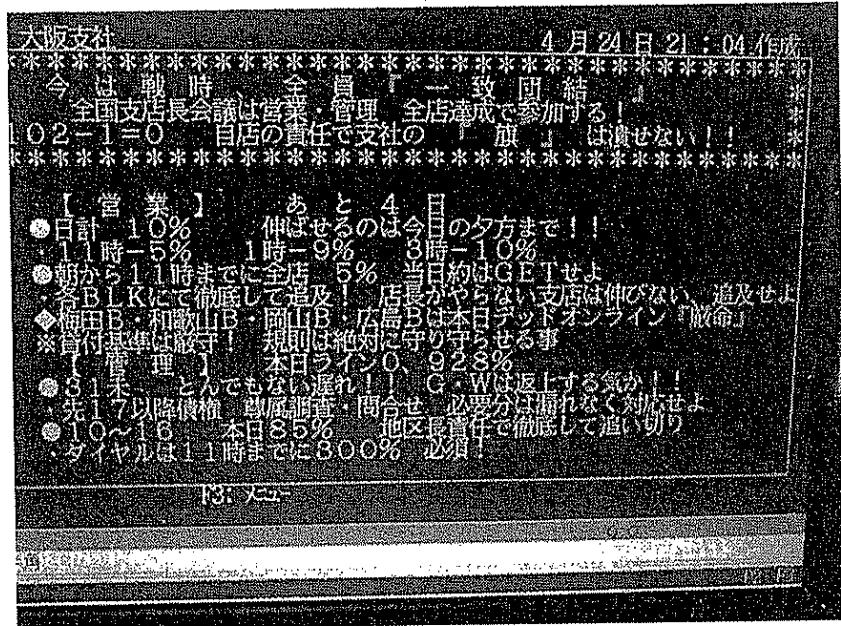
武富士にかかる業務停止は初めてである。この件は債務者が本人で簡易裁判所に調停の申立てを行ない、武富士にはその旨を知らせ、支店において調停の事件番号を知つていながら、多数回にわたり請求を行つたとするものである。法二一条を受けた金融庁の事務ガイドラインでは、「調停、破産その他裁判手続きをとつたことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払い請求すること」を禁止すると定めている（現法二二条一項六号）。これに明白に違反し、悪質であると判断されたものである。後述する武富士の「田標」という名の厳しいノルマの存在なくしては考えられない。特に、管理ノルマでは本人による調停申立では管理ノルマから除外されないことから、このような事態が発生している。社内のノルマ体制が変わらない以上、同様の違法行為は発生しかねない状況にあり、今回の処分は氷山の一角にすぎないと位置づけられている。

(3) 武富士の営業実態、「田標」という名のノルマ

「ノルマ」については、商工ローン最大手の日栄においてその達成のため、「田ん玉売れ」等の取立てが社会問題にさえなつた。

一 サラ金被害の実態

写真1



武富士社内では、営業（貸し付け）、管理（取立て、回収）それぞれ目標が定められ、月・日・時間単位でラインと称して具体的目標が定められ、本社とオンライン化されたコンピュータ上の指示画面伝達によつて徹底される。

営業の目標は、前月の貸付残を伸長することが各支店ごとに具体的数値として定められる。

例えば（写真1）

「[営業] あと四日

● 日計 10% 伸ばせるのは今日の夕方まで!!

● 一時一五%、一時一九%、三時一一〇%

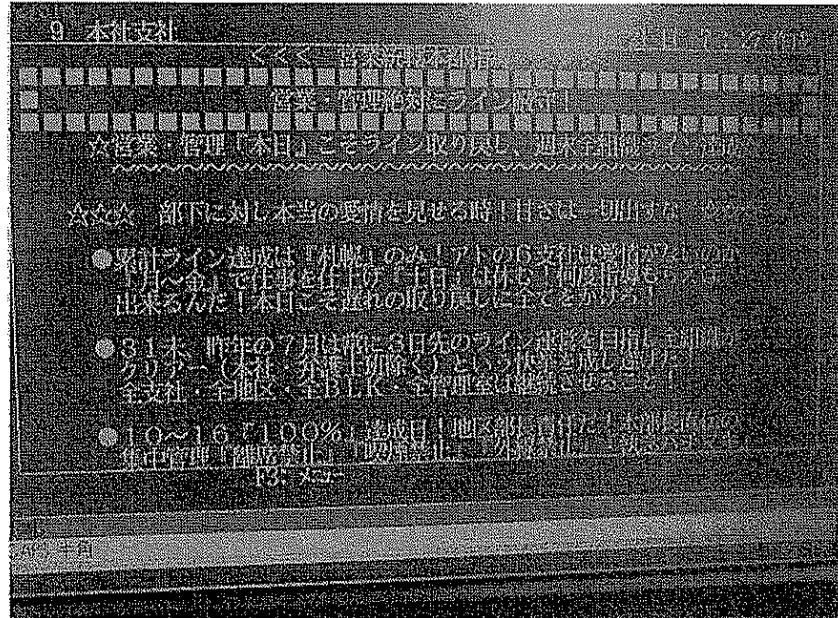
● 朝から一時までに全店 五%、当日約はGETせよ

各BLKにて徹底追及！ 店長がやらない支店は伸びない、追及せよ。

BKLとは「ブロック長」を意味している（支店の上に位置する役職のこと）。

第一章 サラ金被害の救済

写真2



一日で一〇%貸付残を伸ばすこととの目標が具体的に
ラインとして午前一時五%、午後一時九%、午後
三時一〇%と定められ指示されている。

★ 営業・管理絶対にライン厳守（写真2）
組織ライン達成☆

累計ライン達成は『札幌』のみ！アトの六支社は愛情がないのか

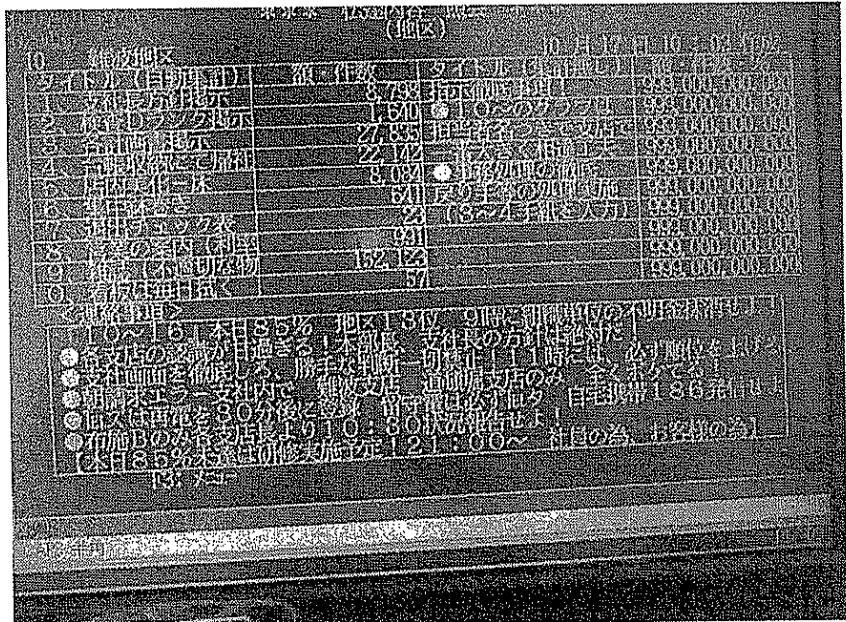
『月～金』で仕事を仕上げ『土日』は休む！　何度も指導をもらえばできるんだ！　本日こそ遅れの取り戻しに全てをかけろ！

目標を達成していないと土日出社であることが暗に示されている。また出社しても残業代すら出ない。

管理（取立て、回収）についても具体的に目標が定められる。支払日から三一日から六〇日遅れの債権を武富士では「三一」という。この数値（一ヶ月以上利

一 サラ金被害の実態

写真3



息すら入らない債権の額）を支店貸し付け全体の〇・一%程度までにすることが求められる。具体的には三〇億の貸付残のある支店では三〇〇万円の資金で利息も入らない状況をいう。すべてが五〇万円の貸口だとすると六名が支払いを怠ると目標が達成できないことになる。それだけでなく、「初期鉄板」として返済期日から一〇日から一六日遅れを早期に回収することについても目標が定められている。回収の目標はその他でも多数存している。

〈連絡事項〉(写真3)

【一〇～一六】本日八五%，地区一三位 九時に組織単位の不明金抹消せよ！

●各支店の認識が甘過ぎる！ 本部長・支店長方針は絶対だ！

●支店画面を徹底しろ。勝手な判断一切禁止！ 一時には、必ず順位を上げる。

「本日八五%未達は研修実施！ 二一・〇〇～社員

の為、お客様の為】

目標が達成できない場合、研修と称して支店長は呼出を受け叱責を受けるのである。

目標達成の指示は伝達画面に留まらない。

武富士では、目標が達成できない場合上司である営業統括本部、支社長、ブロック長から支店長へ社内では「バキ」と呼ばれる罵声が浴びせられる。

具体的には、

激「上司からの電話

上長「おー、どうなつた回収は」

支店長「二五万です」

上長「二五万もしもし、おいおいおい、ちょっと待つてくれよ、おい。契約一、九七八万で二五
万、ちょっと笑わすなよ。なんでやらない、お前よー」

支店長「いや、あります」

上長「きつきからりますります言つて二四万か、お前よー」

支店長「申し訳ございません」

上長「お前よー。なぜ手を打たないの、何で回収しようとしてしないの。でたらめやなあ、お前よー」

」

一 サラ金被害の実態

支店長「やりますんで」

上 長「なぜやらないの、でたらめやなあ。お前よー、能力ないんかお前」

支店長「必ずりますから」

上 長「おー、集金のやつはいつたい何やつてんねん、お前」

支店長「申し訳ございません」

上 長「よー、何やつてんねん、一体」

支店長「申し訳ございません」

上 長「申し訳ございませんやない、何やつてるんやと聞いてるんやお前、よー」

支店長「はい、申し訳ございません」

上 長「よー、何をやつてるんかと聞いてるんや、答えろ」

支店長「回収に行つります」

上 長「行つてないやないか、回収なんか。回収二五万なんやからお前よー、遊ばせやがつて。お

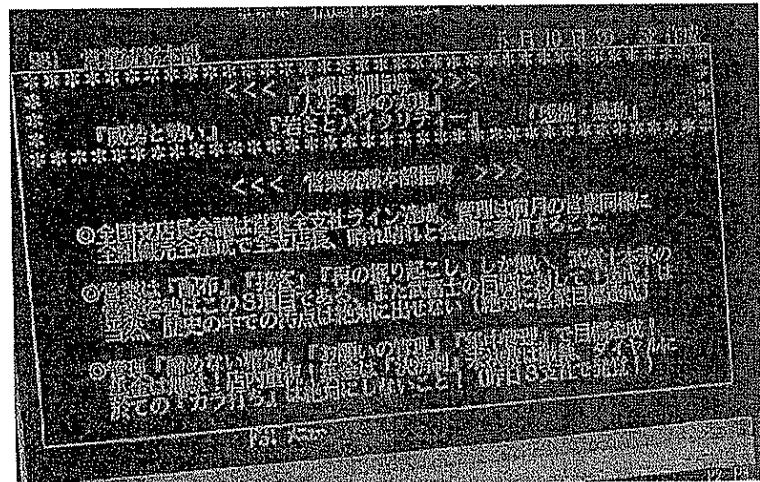
前、喫茶店行つてお茶でも飲んでるんとちがうか。よー、よー寝てるんか。車の中でこいつら」

支店長「いや、そんなことございません」

上 長「そんなことわかるんか、二四万の回収しかしないんやから、お前よー。本当に大丈夫、やらせろよ本当に、やらせろよお前。よー。何人てるんや外に、ええ、間に合うんやなそ

第一章 サラ金被害の救済

写真4



支店長「はい」

れで。よお大丈夫なんか、おー」

「武富士の闇を暴く」武富士被害対策全国会議編（同時代社）
(七四頁、なお同様のバキについては同書八六頁、九〇頁に記載
されている)

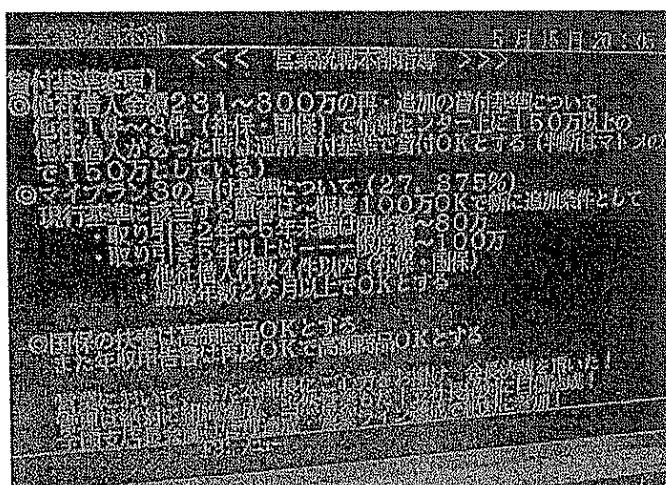
目標という名のノルマが達成されない場合の「激」「バキ」
については複数の元社員が述べており、武富士の社内ではな
ば常態化していると考えられる。

(4) 伝達画面、「バキ」から生じている事態—過剰与信・第三
者請求—

(イ) 武富士では、営業の目標達成のため、①既存客に貸し付
ける、②一度取引が終わつた客に貸し付ける、③新規に借りて
くる客に貸し付ける(武富士では「配布」「接客」「再の掘り起こ
し」が営業の本来の姿勢と教育されている)。(写真4) ①について
は、伝達画面においても「BK五%」等、銀行振込で貸し付る
ことが強く求められる。また、枠を広げて貸し付けもある。
「◎国保の扶養は高額商品OKとする。また年収申告書は再度

一 サラ金被害の実態

写真5



OKとする」(写真5)との指示も出されている。これなど、国保の扶養は、無職か、年収100万円未満程度の収入の人で100万円まで貸し付ることを意味している。武富士でも五〇万円を超えて貸し付ける際には、所得を証明する書類の提出を求めていたが、営業目標を達成するため証明書の提出を求めず(求める貸し出しができず、目標を達成できない、そのため「自己申告書」で)、貸し付けすることをわざわざ「営業において、また、本部長に心労をお掛け、会長決裁をいただいた」としている。

サラ金被害者の会「広島つくしの会」では、1991年10月二十五日、関東財務局に三七件の行政指導の申立てを行つているが、その中で、無職・無収入での貸し付けについて

「二九歳・男性 借入金100万円
四九歳・男性 借入金100万円
五三歳・男性 借入金100万円
四一歳・女性 借入金100万円
二九歳・女性 借入金 73万円

消費者法ニュース

CONSUMER LAW NEWS

■ ■ ■ 武富士の営業取り消しを求める(5)

■ ■ ■ 司法改革と消費者問題

■ ■ ■ サラ金・商工ローン

(1)年金担保法律改正

(2)43条

(3)ヤミ金・サラ金・商工ローン判決全文紹介
武富士／「週刊金曜日」(1件)/SFCG(1件)/ロプロ(2件)/
アコム(1件)/アイフル(1件)/

(4)サラ金・商工ローンの保証料

(5)金利引下げ

(6)公正証書

(7)ヤミ金・オレオレ詐欺

(8)債権回収業の問題

(9)活動

■ ■ ■ クレジット・リース被害

抗弁権の接続、判例の分析など

■ ■ ■ 消費者契約法

■ ■ ■ 欠陥住宅

■ ■ ■ 裁判所と消費者問題

■ ■ ■ 医療問題

■ ■ ■ 宗教

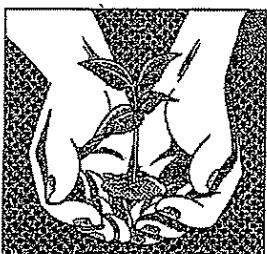
■ ■ ■ PL

■ ■ ■ 証券・保険

相談員の目/Q&A/研究・活動/事件情報/
政党・国会議員の声

■ ■ ■

.....19件



社員を追い込む異常な

元武雷士丸電支店長 藤井 龍

四

卷之三

私がいたなど、一度も正直で、やっかみのないものではありません。おれだけが、うそをついて仕事のフォローをしない社員がいて仕事のフォローをしない士官にならなかったが、毎日が苦しくて、笑してしまった。

あけに武官士と徴兵者との
争が繰り出しその内容もは
トしてしまった社員の
が下がつてノルマがきつづ
トラブルが起きて当然とい
然なのです。

消費者法ニュースNo.62 2005.1

利は、平成十五年五月三十日付で、元店舗の「丸健支店」に入居した。平成二十二年三月、丸健支店は時代に遅れを嫌うて廃業するが、各地方で支店長として「ブロック長」として働いていました。隣店と呼ばれる支店への抜き打ち立ち入り検査の際に受けた暴行を警察に告訴したといふ。実家の電話を盗聴され廻り歩むせめました。これでは、私の経験から、武尊士の業績がどのような実感かを書いてみようと思います。

週間の研修を受けて、その後すんごい支店に配置されます。研修の中身の多くは、規範、礼儀、そして（武井保雄）会員接待といった内容で、その間にみんな別人に生まれ変わり、絶対服従のタフ社会にはまってしまいます。支店に配置されても、洗脳が解けそうになれる前に、またフォロー研修があり、一年もすると立派な武尊士（スルガ）になります。かくいう私、も、その一人でした。

とはいえ、当時の武尊士はまだア

武井健晃氏（現代表取締役専務）
が営業統括本部に入った平成七年の
後半あたりからです。健晃氏によ
り、私に対する迷惑事件の発端と
なった、臨時時の奉行事件に同席
していた人物です。

◇インチキトークと強調で、武尊士では、社員教育で「お客様はきらい」と回っているのは（借入先が）一件、三件まで（の場合）で、それ以上（の業者から借りている場合には）は、毎月毎の入金か利息のみの入金で回転させているんだ」と教えられます。仮に貸し付けの基準には合っていたとしても、モラルという観点から考えるに、そんなギリギリの人間に貸し付けたり、返せないと分かっている人に貸し付けてはいけないはずで

ところが武富士は、情報セントラルの件数（借り入れ件数）が多いめがけて電話していくのです。それで借りていない人には、ないようであまり電話しないのです。「一度融資してお金を持たないと、今はいらなくとも持つていいれば使ってしまおうかな、出せだけ言いっぱい出せ」と指を叩いていました。

「一〇万円や二〇万円など」といふのは、「裏腰をいたすかのやうだ」といふ事で、だとか「今日しが出な」と「株を確定するため」と云つたインチキトクや説教と思ひ、五〇万円持つて帰つてもむづむづといふが起きました。少しこした過剰感覚が、ほとんど多量販売者を危険に陥れてくるのです。

私が現役の社員のころ、まわり

هـ

かとよく賣取れどいわれました
が、ノルマに追われ血尿を出さ
自分の時間や休みもなくなっただけ
聞いて、時給で計算したら、なん
じやこれ、の世界なのです。まし
てやり切り捨てられるかもしれません

マスコムの方は、監視ただけでなく、根本にある業務や労務管理の問題を取り上げてください。債務者の方は、甘い考えを捨て、悔悟が深くなる前にもしかるべきところに相談しましょう。行政の方は、

そうした人たちが相談しやすい環

境を整えてほし」と思いますが、武富士は、苦しいでいる社員を通じ込み、「苦しんでいる消費者を追い込ませ、問題になると社員を切る会社です。」¹⁴ たゞ誰が得をうのは大きな問題です。たかひ私は盗聴事件で徹底して戦ってきたのです。多重債務問題の解決も一歩でも近づいたために、とある

やりくりが行き詰ります。われわれは、そのお客様が、その月に返済する予定の会社（貸業者）のうちの一社に毎月貯蓄を入れるように教育されていました。お客様の事情など聞いていたりません。そんなとき会社からは「きちんと入金して下さい」と教入金してもられないのは、お前が（お客様）人間関係が築けてないからだ」とか「今月入金しないとがお客様のためだ」と教されました。

極めつけは「会長」の次のよな言葉です。「消費者金融がな日本で成功したのは、日本が島国で、子どもの失敗を繰が、また父親の失敗を子どもが原試いする」洋にはない風習があるからだ。」から成功したんだ」。

これは、はなから家族からの第三者融資のおかけで成り立つ。金をあてにしているが、武富士のたぐは普通考えられない」として「家族に内緒の借金」では、いう会社だけではなく、消費者

武富士では、支払い義務のない家族など第三者から取り立てた場合、「義務なし承知申し出あり」という言葉を使うのですが、本当に好意の申し出なのか、それとも請求強要なのかは紙一重です。

◇隠せ一財務局が来るー

こうした過剰融資や第三者請求を、武富士は明らかにそつなくなると分かっていて、これは懲りぬ犯としてやっています。その証拠が、金融当局の検査への対応です。

あるとき、「大蔵の立ち入り検査が入るかもしれない」と言葉や管理(回収)の連絡グラフを支店に掲示してあるのを外せ」と指示されました。またもし「ノルマがあるのか、予算があるのか」と訊かれたなら、「一切ございません」。

データからの自己目標を決めてはいますが」と答えるように」と指示されました。社員たちは言葉巧みだ。「ヘルマではな」。やつたる必ず誰でもできる予算だ」とかいながら、財務局には知られたくない後ろめたい部分なのです。トクしたノルマを果たせないと